

# 山梨県公報

号外第四十五号

平成二十九年

九月二十九日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 直接請求又は解職の請求のための署名を求められない期間……………一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録に係る選挙時登録の基準日……………一
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録に係る選挙時登録の基準日……………一

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十号

山梨県の区域において衆議院議員総選挙が行われるため、平成二十九年九月二十九日から衆議院議員総選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

平成二十九年九月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

平成二十九年九月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙時登録の基準日 平成二十九年十月九日(ただし、年齢については同年十月二十二日)

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行予定の山梨県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

平成二十九年九月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙時登録の基準日 平成二十九年十月十二日(ただし、年齢については同年十月十二日)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番